
第 4 章

表 示 関 係

第四章 表示関係

(法四条一項三号の指定告示)

〈原産国〉

○商品の原産国に関する不当な表示

(昭和四十八年十月十六日
公正取引委員会告示第三十四号)

不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第四条第三号の規定により、商品の原産国に関する不当な表示を次のように指定し、昭和四十九年五月一日から施行する。

商品の原産国に関する不当な表示

1 国内で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの

一 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類

するものの表示

二 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示

三 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示

2 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの

一 その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示

二 その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示

三 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

備考

1 この告示で「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらず行為が行なわれた国をいう。

2 商品の原産地が一般に国名よりも地名で知られているため、その商品の原産地を国名で表示することが適切でない場合は、その原産地を原産国とみなして、この告示を適用する。

○「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準について

（昭和四十八年十月十六日
事務局長通達第一二二号）

公正取引委員会の決定に基づき、「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和四十八年公正取引委員会告示第三十四号）の運用基準を次のとおり定めたので、これによら
れたい。

「商品の原産国に関する不当な表示」の運用
基準

- 一 告示第一項第一号及び第二項第一号の表示には、国名又は地名の略称又は通称、地域の名称、国の地図などの表示が含まれる。（例えば、「U.S.A.」「イギリス」「England」「ヨーロッパ」など）
- 二 外国の国名又は地名を含むが、日本の事業者の名称であることが明らかな表示は、告示第一項第一号の表示に該当しない（例えば、「○○屋」など（○○は外国の国名又は地名））。

三 外国の国名、地名又は事業者の名称等を含むが、商品の普通名称であつて、原産国が外国であることを示すものでないことが明らかな表示は、告示第一項第一号又は第二号の表示に該当しない（例えば、和文による「フランスパン」、「ロシアケーキ」、「ボストンバッグ」、「ホンコンシャツ」、などの表示）。

四 告示第一項第二号及び第二項第二号の「……国の事業者」とは、その国に本店を有する事業者をいう（例えば、日本に本店を有する事業者は、いわゆる外資系の会社であつても、告示第一項第二号の「外国の事業者」に含まれない。）。

五 告示第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号の表示は、和文によるか、外国の文字によるかを問わない。

六 次のような表示は、告示第一項第三号の表示に該当しない。

（一）外国の文字で表示（ローマ字綴りによる場合を含む。）された国内の事業者の名称又は商標であつて、国内で生産された商品（以下「国産品」という。）に表示されるものであることを一般消費者が明らかに認識していると認められるものの表示

（二）法令の規定により、一般消費者に対する表示として、日本語に代えて用いることができるものとされ

ている表示(例えば「ALL WOOL」「STAINLESS STEEL」など)

(三) 一般の商慣習により、一般消費者に対する表示として、日本語に代えて用いられているため、日本語と同様に理解されている表示(例えば、「size」「price」など)

(四) 外国の文字が表示されているが、それが模様、飾りなどとして用いられており、商品の原産国が外国であることを示すものでないことが明らかな表示(例えば、手下げ袋の模様として英文雑誌の切抜を用いたもの)

七 告示第一項各号の表示であつても、次のような方法で国産品である旨が明示されている場合は、本運用基準第八項の場合を除き、告示第一項の不当な表示に該当しない。

(一) 「国産」「日本製」などと明示すること。

(二) 「〇〇株式会社製造」「製造者〇〇株式会社」などと明示すること。

(三) 事業者の名称が外国の文字で表示されている場合(ローマ字綴りによる場合を含む。)は、日本の国内の地名を冠した工場名を(地名を冠していない工場名の場合は、その所在地名を附記して)これを併記して明示すること。

(四) 目立つようにして、「Made in Japan」と表示すること。

八 告示第一項各号の表示がされている場合であつて、前項の表示をしても、なお、その商品の原産国がいずれであるかが紛わしいときには、これらの表示とともに、外国の国名等とその商品との関係を和文で明示しなければ、告示第一項の不当な表示に該当するおそれがある。

注 例えば、「Fabric, made in England」「Material, imported from France」又は単に「Italy/Japan」などと表示されている場合、「日本製」「生地は英国製」「原材料をフランスから輸入し、〇〇株式会社△△工場で製造」「イタリアのデザインにより、〇〇株式会社で縫製」などと表示すればよい。

九 本運用基準第七項及び前項による原産国を明らかにするための表示は、次のように行うものとする。

(一) 原則として、告示第一項各号又は第二項各号の表示がされている表示媒体に明示する。

(二) 告示第一項各号又は第二項各号の表示が、商品、容器、包装又はこれらに添付した物(ラベル、タグなど)にされている場合は、目立つように行うならば、これらのうち、いずれの物に表示してもよい。

十 次のような行為は、告示備考第一項の「商品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」に含まれない。

- (一) 商品にラベルを付け、その他標示を施すこと。
- (二) 商品を容器に詰め、又は包装をすること。
- (三) 商品を単に詰合せ、又は組合せること。
- (四) 簡単な部品の組立をすること。

十一 本告示の運用に関し、必要がある場合は、品目又は業種ごとに細則を定める。

○「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則

(昭和四十八年十二月五日)
事務局長通達第一四号

改正

昭和五二年二月一六日事務局長通達第二〇号
昭和五六年 六月二九日事務局長通達第三号

「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和四十八年公正取引委員会告示第三十四号)の運用基準第十一項に基づき、同告示備考第一項に定める原産国の定義に関する運用細則を左記のとおり定める。

記

「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則

次の表の上欄に掲げる品目についての告示備考第一項の「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」は、それぞれ、当該下欄に掲げる行為とする。

品目	食料品		衣料品
	緑茶	紅茶	織物
実質的な変更をもたらす行為	荒茶の製造	原液又は濃縮果汁を希釈して製造したものにあっては希釈	染色しないもの及び製織前に染色するものにあっては製織。製織後染色するものにあっては染色。ただし、製織後染色する和服用絹織物のうち、小幅着尺又は羽尺地にあつては製織及び染色。

ソックス	手袋	帽子 （等）	ワイシャツ	婦人子供服	外衣（洋服）	寝着	下着	ス	エンブロイ ダリーレー ス	刺しゅう	縫製	編立	地が連続したもの、小幅着尺又は羽尺地がそれぞれ二以上連続したものその他小幅着尺又は羽尺地より丈の長いものであつてこれらと同様の用に供せられるものを含む。
------	----	-----------	-------	-------	--------	----	----	---	---------------------	------	----	----	--

身のまわり品	雑貨
かわ靴	腕時計
甲皮と底皮を接着、縫製その他の方法により結合すること。	ムーブメントの組立。ただし、側又はバンドが重要な構成要素となつている高級腕時計及び防水などの特殊な腕時計にあつては、ムーブメントの組立及び側又はバンドの製造。 (注) ただし書の腕時計において、ムーブメントの組立が行われた国と側又はバンドの製造が行なわれた国とが異なるときは、原産国は、二国となる。

IV

表示関係

「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品の表示に関する運用細則

二八九

○「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品の表示に関する運用細則

(昭和四十八年十二月五日
事務局長通達第一五号)

「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和四十八年公正取引委員会告示第三十四号)の運用基準第十一項に基づき、衣料品の表示に関する運用細則を左記のとおり定める。

記

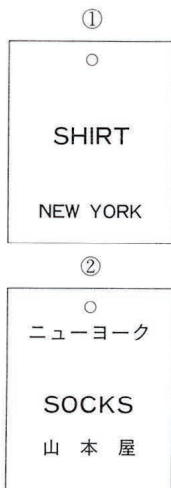
「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品の表示に関する運用細則

一 次に掲げるような生地の名前は、運用基準第三項の「普通名称」として取扱う。

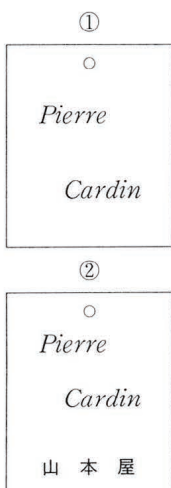
「カシミア」、「ジャージー」、「ツイード」

二 例えば、国産品についての次に掲げるような表示は、不当な表示に該当する。

(一) 告示第一項第一号関係



(二) 告示第一項第二号関係



③	①	(三)	③
○ ★★Jean of Jeans★★ DOXON GUARANTEED This garment is popular the young to enjoy in the present day. 山 本 屋	○ Future TOKYO YAMAMOTOYA	告示第一項第三号関係	○ ピエール カルダン 山 本 屋
	②		
	○ Future HIGH FASHION		

①	(二)	③	①	(一)
○ <i>Pierre</i> <i>Cardin</i> この製品は、ピエールカルダンのデザインにより日本で製造したものです。	告示第一項第二号関係	○  HANDSOME デザイン 英 国 製 造 株式会社	○ SHIRT NEW YORK デザイン 米 国 製 造 日 本	告示第一項第一号関係
②			②	
○ <i>Pierre</i> <i>Cardin</i> 製造 株式会社			○ ニューヨーク SOCKS この製品は、米国W社のデザインにより株式会社製造しました。	

三 前項各号に掲げるような表示であっても、例えば、次のような方法で国産品である旨が明示されているものは、告示第一項の不当な表示に該当しない。

IV 表示関係

「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品の表示に関する運用細則

四 国産品について、例えば、次のような方法で「MADE IN JAPAN」と表示した場合は、当該商品が国産品であることを一般消費者が判別することが困難であると認められるので、不当な表示に該当する。

(注一) 本項(三)の①の「MADE IN JAPAN」の文字の表示は、背景の色と対照的な色で目立つようにしなければならない。

①

○ Future
MADE IN JAPAN
TOKYO YAMAMOTOYA

②

○ Future
HIGH FASHION
製造 株山本屋

(三) 告示第一項第三号関係

③

○ ピエール カルダン
製造 株山本屋

①

○ ITALY
MADE IN JAPAN

②

○ Future
GOOD FEELING HIGH FASHION MADE IN JAPAN

○原産国表示に関する問合せについて (回答)

(昭和四十九年十月三日
公大取第八〇二号)

公正取引委員会事務局大阪地方事務所長
から大阪百貨店協会宛

(原文横書き)

昭和四十九年七月八日付をもつて照会のあつた標記の件(別添)について次のとおり回答します。

質疑事項一について

国内の事業者の名称又は商標が「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準(昭和四十八年公正取引委員会事務局長通達第一二二号。以下「運用基準」という。)第六項第一号の表示に該当するか否かは、国内で生産された商品(以下「国産品」という。)に表示されるものであることを一般消費者が明らかに認識しているものと認められるものの表示品であるか否かによるものであつて、その商標が登録されているか否かによるものではない。

同二について

(1) 結合せ商品について

運用基準第一〇項第三号は、二以上の商品を結合せることは「実質的な変更をもたらす行為」に含まれないことを示したものであるから、結合せ前の状態にお

ける商品の原産国、すなわち、その容器に結合させられた個々の商品の原産国となる。したがつて、結合せされている個々の商品の原産国が同一であるときは、その結合せ商品の原産国は一国となるが、個々の商品の原産国が同一でないときのそれは二国以上となる。

この場合における原産国の表示は、結合せされている個々の商品の原産国が同一であるときには、単品の商品の場合と同様に取扱われ、結合せされている個々の商品の原産国が異なるときには、個々の商品について原産国の明示が必要となり、結合せ容器の見易い位置等にこれを行なうなければならないこととなる。

(2) 組合せ商品について

基本的には結合せ商品と同様に考えられるが、設例の(2)のイの例のように、主たる取引対象となつている商品(座ぶとんカバー)と通常一つの取引単位となつてなりたち得ず、主たる商品の付属物にすぎない商品(クッション材)とを組合せした商品については、主たる取引対象となつている商品(座ぶとんカバー)の原産国をもつて、当該商品の原産国として取り扱つてさしつかえない。(2)のロの時計と額皿を組合せた商品についても考え方は上記に同じである。

同三について

食料品

緑茶及び紅茶については、「原産国の定義に関する運

- 用細則（昭和四八年公正取引委員会事務局長通達第一四号）に規定するとおり、「荒茶の製造」が緑茶又は紅茶の「実質的な変更をもたらす行為」であり、この行為が行われた国が緑茶又は紅茶の原産国である。インスタントコーヒーについては、コーヒー豆の粉碎、抽出濃縮後の乾燥が行われた国が原産国となるが、その後、混合された場合には、混合が行われた国が原産国となる。なお、コーヒーについては検討中である。
- (2) 海産物
海産物であつても冷凍食品であれば、「冷凍」行為が冷凍食品についての「実質的な変更をもたらす行為」である。
- (3) 身のまわり品
ベルトについての「実質的な変更をもたらす行為」は、通常の場合には、ベルトの皮部分を完成させることとなるが、バックルがそのベルトの重要な構成要素となつている場合には、皮部分を完成させた国の二国となる。
- (4) 雑貨
① ゴルフクラブの原産国は組立国である。
② スキー木部に金具が取り付けられている場合のそれは、木部の原産国と金具の原産国の二国になる。
③ 玩具の組立については、その玩具がどのような玩具であるかによるが、一般消費者が容易に組立てら

- れるような簡単な組立ては、「実質的な変更をもたらす行為」とはいえない。
- ④ 家具の原産国については、次のように考えられる。
- ア 外国A国で完成された家具を輸送上の都合により、A国で解体して輸入し、国内で組立てた場合は、A国産とする。
- イ 国産のボルト、ナット等を使用する簡単な組立てであつて、ボルト、ナット等以外の部分品の全部がA国産である家具は、A国産とする。
- ウ 外国A国の部分品を使用するが、国産の部分品を組合せて国内で完成した家具（イの場合を除く。）は国産とする。
- ⑤ ルームエアークンデিশョナーのノックダウンは、「実質的な変更をもたらす行為」である。
- ⑥ 設例(6)及び(7)の例については、商品の機能、特徴等又は生産工程が個々の商品によつて異なるため、一般的にはいえない。
- 同四について
設問一の例については、貴見のとおり表示してもさしつかえない。同二については、「商品の原産国に関する不当な表示」第二項各号の表示がされている輸入品についての原産国の明示方法は、「西ドイツ製」、「原産国西ドイツ」等と明りように表示しなければならない。

IV 表示関係 原産国表示に関する問合せについて

この表示にかえて、輸入業者名、原産国の単なる国旗又は国名の表示を用いることはできない。

別添 原産国表示に関する質疑事項
一 事務局長通達第一二号第六項第一号関係

この場合、外国の文字で表示された国内の事業者の名称又は商標とは、登録商標（商号商標を含む）と解釈してよいのですか。

又、登録商標であれば、オリジナル商品グループの商標であつてもよいのですか。

例 表のみ	表のみ
Hi-land	Hi-land
	ハイランド
表	裏
Hi-land	高 TAKASHIMAYA
ハイランド	

二 第一〇項第二号第三号関係

複数国の商品を容器につめ、又は包装し、及び複数国の商品を単に詰合せ、又は組合せしたとき

(1) 個々の商品に原産国の表示があれば、詰合せ商品又は組合せ商品全体の表示は不要ですか。

(2) 個々の商品に原産国の表示がなければ、詰合せ商品又は組合せ商品全体の表示はどのようにすればよいのですか。

(1)(2)の例

輸入食料品の詰合せ

(2)の例

(イ) 台湾バナナの座ぶとん（カバーは台湾産、中のクッション材は国産）

(ロ) 輸入品の時計の機械（完成品）と国産の額皿を組合した壁掛時計

三 事務局長通達第一二号第一〇項、同通達第一四号

「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」についての関係事項

下記の行為は実質的な変更をもたらす行為となりますか。

1 食料品

(1) 緑茶、紅茶、コーヒーなどのブレンド

(2) 海産物を冷凍し包装する

2 身のまわり品

ベルト皮に金具の取付け

3 雑貨

- (1) ゴルフクラブのシャフトとヘッドの接合
(2) スキー木部へ金具（スキー靴を締める金具）の取付け

- (3) 玩具の組立て（たとえば、輸入大型玩具の組立て）

- (4) 家具の組立て（一般消費者が組立てる事が容易なものと困難なものとを区分して考えられる。）

- (5) ルームエヤーコンディショナーのノックダウン（例として、GE社ルームエヤーコンディショナーは完成部品を米国より輸入し、国内で組立てている。この場合、国内製のコードなどを使用しているとするば更にどうなるか。）

- (6) 陶器、漆器の上絵付け、部分的色付け

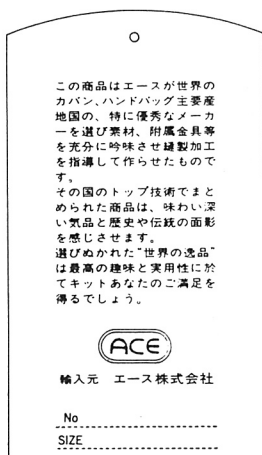
- (7) 金属製食器用、食卓用、台所用器具の圧延加工、仕上加工（磨き、メッキ、塗装）

4 その他

- 1 輸入服地の「はぎれ」の個々の商品の原産国を確認することが困難であれば、不当景品類及び不当表示防止法第二条の表示の定義のビラ、パンフレット等による広告の対象として、「輸入服地はぎれ」とビラで表示してもよいのですか。

2 輸入業者名（商品商標）及び原産国の国旗並びに

国名が表示されているものは適正ですか。（見本貼付）



○緑茶の原産国表示の適正化について（要望）

（昭和五十年八月二十七日）
（公取指第五一八号）

公正取引委員会事務局取引部長から社団法人日本茶業中央会、全日本商工業組合連合会、日本緑茶輸入協会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会宛

（原文横書き）

周知のとおり、景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」の告示（昭和四十八年十月十六日公正取引委員会告示第三十四号）が昭和四十九年五月一日から施行され、外国産茶を国産茶とみせかける表示はもろろのこと、国産茶に外国産茶を混入した緑茶について、外国産茶が混入されている旨を表示しないこと等によりその全量が国産茶であるとみせかける表示も、不当表示として禁止されているが、これらの規定が十分遵守されておらず、国会でもこの問題が取り上げられている。

ついては、上記の違反行為が行われることのないようすみやかに本要望の趣旨を貴団体の傘下事業者に対し、周知徹底させる等所要の措置をとり、これについて文書で報告されたい。

なお、緑茶の原産国表示に関する景品表示法の運用解釈は、次のようになつているので銘記されたい。

(1) 緑茶の原産国は、再製加工がいずれの国で行われたかにかかわらず、荒茶の製造の行われた国とされている（昭和四十八年十二月五日公正取引委員会事務局長通達第一四号「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則）。これにより、国産茶に外国産茶をブレンドした緑茶の原産国は、日本及び当該外国となる（別表参照）。

(2) 緑茶の原産国についての不当な表示については告示に定めるとおりであるが、小売業者が外国産茶であることを知りながら、販売の際、原産国を明示しないで国産茶とならべて陳列することも不当な表示となる。

(3) 緑茶の原産国について誤認されるおそれのある表示がされていても、当該緑茶の原産国を明瞭に表示すれば不当な表示にならない。原産国が二国以上の緑茶についての原産国明示の方法については、配合量の多い順に表示することとするほか、別表に掲げる表現でもよいこととする。

- (4) 輸入業者又は問屋が荒茶又は仕上茶について告示に定める不当な表示をしたり、輸入茶を国産茶に見せかけるために原産国を表示しないで問屋又は小売業者に卸売したために、買い受けた問屋又は小売業者が一般消費者に対して不当な表示を行った場合は、卸売した輸入業者又は問屋が違反行為主体として規制されることがある。
- (5) 小売業者が緑茶を問屋等からバラで買い受けて個別包装する場合において、個別包装用の容器包装自体に原産国表示を印刷することが困難な場合は、容器包装の表示に代えてその商品を販売する際に間近に添えたブライスカード等に明瞭かつ容易に識別できるように表示することにもさしつかえない。

別表

4	3	2	1	
日本 台湾 ケニア インド …	日本 台湾	台湾	台湾	荒茶の製造国(地)
日本	日本	日本	台湾	再製加工国(地)
日本 台湾 ケニア インド …	日本 台湾	台湾	台湾	原産国(地)
配合率の多い順に三 国(地)名を表示し、 残りは「他」と記す。 「原産国(地)」日本、台 湾、ケニア他」	①日本茶五一%以 上、台湾茶四九% 以下のとき 「原産国(地)」日 本、台湾」 ②日本茶四九%以 下、台湾茶五一% 以上のとき 「原産地(国)台 湾、日本」	同上	「原産地 台湾」	表現方法(例示)

○つむぎの表示の適正化について

「大島紬」(要望)

(昭和五十年一月三十一日)
(公取指 第六五号)

公正取引委員会事務局取引部長からつむぎ
製織業者、輸入卸売業者及び小売業者の各
団体宛

(原文横書き)

景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」の告示(昭和四十八年十月十六日公正取引委員会告示第三十四号)が、昨年五月一日から施行されているが、つむぎについては、原産国等の表示の混乱は、まだ、十分は正されておらず、国会でもこの問題がしばしば取り上げられています。

このような表示の混乱を是正する一つの手段として、別添のとおり、小売業界などに事態の改善方を要望したが、つむぎ製織業界においても、一部の事業者が、輸入つむぎを国産品であるかのように見せかけるため原産国表示を取り去つたり、国産品と紛らわしい表示を付け加えたり、あるいはこのような行為に加担する例があると指摘されています。このような行為は景品表示法に違反

するものであり、まず、製織業者の段階で違法行為の絶滅に努めるべきであると考えます。

については、貴組合(協会、工業会)におかれては、つむぎについて原産国に関する表示はもとより、その製法、国内における産地その他品質に関する表示を適正化し、消費者の信頼を確保することが国内におけるつむぎ産業の発展のため必要であることを認識され、不当な表示を防止し、さらに、表示の適正化を推進するため、景品表示法に基づく公正競争規約の設定などの適切な措置を講じられるよう要請します。

また、不当な表示のされた輸入つむぎの国内における流通を防止するため、国内の産地を示す証紙等の管理を厳重にし、その産地で製造されたことが確実にないつむぎにこの証紙等が用いられることのないようにする措置も早急に講じて下さい。

なお、つむぎの原産国表示に関する景品表示法の運用解釈は、次のようになっているので注意して下さい。

(1) つむぎの原産国は、製糸、染色がいずれの国で行われたかにかかわらず、製織の行われた国とされている。

(昭和四十八年十二月五日公正取引委員会事務局長通達第一四号「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則)

IV 表示関係

つむぎの表示の適正化について「大島紬」

2	1	No.
韓国製 大島紬	韓国製 紬	表示 例
○	○	不当な表示 の成否

(2) 輸入つむぎに「本場」などの文言を付け、又は日本の産地名を付けた表示は、不当な表示になる。
韓国産つむぎについての例示

韓国	韓国	日本	日本	製糸
日本	韓国	韓国	日本	染色
日本	日本	韓国	韓国	製織
日	日	韓	韓	製造工程 つむぎの原産国
本	本	国	国	

例示

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
韓国製 釜山本場大島紬	韓国製 本場大島民芸小紋	韓国製 手織本場紬	韓国製 結城紬	韓国製 本場村山大島紬	韓国製 本場奄美大島紬	韓国製 本場大島紬	韓国製 村山大島紬	韓国製 奄美大島紬	韓国製 本場紬
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(注) 上記のNo.1、No.2の例においては、和文で「紬」、「大島紬」と表示しているので、「韓国製」と明示しないと不当な表示になる。

要望書を発送した製織業者団体名一覧

米沢絹人織織物製造改善工業組合
小千谷織物同業協同組合
塩沢織物工業協同組合
十日町織物工業協同組合
足利繊維協同組合
桐生内地織物協同組合
伊勢崎織物工業組合
館林織物連合協同組合
茨城県結城郡織物協同組合
茨城県本場結城紬織物工業協同組合
本場結城紬織物協同組合
秩父織物構造改善商工組合
八王子織物工業組合
村山織物協同組合
埼玉県絹人織織物工業組合
山梨県絹人織織物工業組合上野原支所
大月織物協同組合
長野県織物工業組合
西陣織工業組合
鹿児島県絹織物工業組合
鹿児島県織物工業協同組合
本場奄美大島紬協同組合

1

(昭和五十年一月三十一日)
公取指 第六六号

公正取引委員会事務局取引部長

景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」の告示（昭和四十八年十月十六日公正取引委員会告示第三十四号）が、昨年五月一日から施行されているが、つむぎについては、原産国等の表示の混乱は、まだ、十分是正されておらず、国会でもこの問題がしばしば取り上げられています。

つむぎは、輸入商社、問屋が、自己の取扱う輸入つむぎに、自から、国産品と紛らわしい表示を施したり、国産品であるかのように見せかけるため原産国表示を取り去つたりすること、あるいは、これらの行為を取引先事業者などにさせることは、景品表示法に違反する行為であるので、かかる違法行為が行われることのないよう、貴団体の傘下事業者を指導されるようお願いします。

また、つむぎの表示に関する景品表示法の運用解釈は別添製織業界宛の要望書（注）のとおりですので、参照して下さい。

2

(昭和五十年一月三十一日)
公取指 第六七号

公正取引委員会事務局取引部長

景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」の告示（昭和四十八年十月十六日公正取引委員会告示第三十四号）が、昨年五月一日から施行されているが、つむぎについては、原産国等の表示の混乱は、まだ、十分是正されておらず、国会でもこの問題がしばしば取り上げられています。

つむぎは、小売業者が、自己の取扱う輸入つむぎに、自から、国産品と紛らわしい表示を施したり、国産品であるかのように見せかけるため原産国表示を取り去つたりすること、あるいは、これらの行為を仕入先などにさせることが景品表示法に違反するのは言うまでもないが、小売業者が原産国表示のない輸入つむぎについて、それが輸入つむぎであることを知りながら、販売の際、原産国を明示せずに国産のつむぎと並べて陳列すること、景品表示法違反行為となるので、貴団体におかれては、消費者がつむぎを購入する際、国産品と輸入品をはつきりと識別できるようにすること、また、その他の不当表示が行われることのないようにすることについて傘下事業者を指導されるようお願いします。

また、つむぎの表示に関する景品表示法の運用解釈は、

IV 表示関係 つむぎの表示の適正化について「大島紬」

別添製織業界宛の要望書（注）のとおりですので、参照して下さい。

（注）「二三六」頁「つむぎ表示の適正化について」を示す。

1 輸入業者

日本織維輸入組合

卸売業者

日本織物中央卸商業組合連合会

日本織物産地元売組合連合会

全国織維製品地方卸商業組合連合会

2 小売業者

日本百貨店協会

日本チェーンストア協会

全国呉服専門店連合会

3 （昭和五十年一月三十一日）
公取指 第六八号

公正取引委員会事務局取引部長

このことについて、別添のとおりつむぎの織物業者の団体に要望したが、これらの団体に所属していない貴県下のつむぎ織物業者へ、別添要望書の趣旨を周知徹底されるようお願いします。

公取委から各都府県あて要望書送付先

京都府	商工部
福岡県	商工水産部
佐賀県	経済部
長崎県	経済部
熊本県	商工労働水産部
大分県	商工労働部
宮崎県	商工労働部
鹿児島県	水産商工部
山形県	商工労働部
新潟県	商工労働部
栃木県	商工労働部
群馬県	商工労働部
茨城県	商工労働部
埼玉県	商工部
東京都	経済局商工部
山梨県	商工労働部
長野県	商工部

○つむぎの表示の適正化について 「越後紬」(要望)

(昭和五十一年二月十九日
公取監第五九号)

公正取引委員会事務局取引部長から十日町
織物工業協同組合理事長宛

(原文横書き)

公正取引委員会が、つむぎの表示について調査したところ、貴組合の傘下事業者のなかに大韓民国で製織されたつむぎであるにもかかわらず、「別誂本場越後紬織」等と記載された証券類を反物に貼付し、あたかも当該商品の原産国が日本国であるかのように表示したもの、又は、「製織韓国」等と記載された原産国を示す証券類を貼付しているが、その文字が極めて小さく、一般消費者が当該商品の原産国を十分に判別することが困難な表示をしているものが認められた。

しかし、上記のような表示は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第三号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和四十八年公正取引委員会告示第三四号)第二項に該当し、かかる行為は同法第四条第三号の規定に違反するおそれのあるものである。

よつて、上記表示を行っていた事業者に対しては警告を行つたが、他の事業者のうちにも同様の表示を行つていた疑いがあるので、今後、このような表示を行うことのないよう、先に貴組合あて送付した昭和五〇年一月三十一日付け公取指第六五号要望書の趣旨を再度徹底し、貴組合の傘下事業者を十分指導されることを要望する。

○腕時計に関する原産国の定義について（回答）

（昭和四十九年三月十三日
公取指第一八三号）

公正取引委員会事務局取引部景品表示指導
課長から日本時計協会及び社団法人日本時
計輸入協会宛

（原文横書き）

〔回答〕

昭和四十八年十二月十八日付をもつて照会（別添）が
あつた標記の件については、貴見のとおり会員を指導し
て差支えありません。

〔照会〕

「商品の原産国に関する不当な表示」の原産
国の定義に関する運用細則について

上記については、去る十二月五日事務局長通達第一四
号にて発表され、この中で腕時計についての「商品の内
容について実質的な変更をもたらす行為」を「側又はバ
ンドが重要な構成要素となつている高級腕時計及び防水
などの特殊な腕時計にあつては、ムーブメントの組立及
び側又はバンドの製造。」と規定されています。そして、

当時計業界の通念として、「側又はバンドが重要な構成要
素となつている高級腕時計」とは、側又はバンドの素材
が金又はプラチナ等の貴金属類又は宝石を用いたもので
あつて、腕時計の小売価格が十万円以上のものとされて
います。また、「防水などの特殊な腕時計」については、
通常水中作業者が使用するような十気圧（水深百m相当）
以上の特殊な防水腕時計などを意味するものと解されて
おります。

主要排除命令

雪印食品㈱に対 する件	取引先小売業者を通じ て販売した食肉等につ いて、オーストラリア 産の牛肉を国産である かのように、また、ア メリカ産の豚肉を国産 であるかのように表示 していた。また、アメ	第四条第 三号「商 品の原産 国に関す る不当な 表示」（昭 四八告示 第三四
平一四（排）第二 号		
平一四、三、八		

丸紅畜産株式会社 平一四(排)第一 二号 平一四、四、二 四	取引先小売業者を通じて一般消費者に販売した鶏肉の一部について、鶏肉を部位(もも肉、むね肉、手羽もと、手羽中、ささみ等)ごとに詰めた包装袋又は段ボール箱に商品名、原産国等を記載することにより、あたかも、当該鶏肉が国産の鶏肉であるかのように表示していたが、実際には、ブラジル連邦共和国産	リカ産又は青森県産の豚肉を神奈川県産の銘柄豚であるかのように、外国産豚肉を用いて製造された豚肉加工商品の原材料を国産であるかのように、それぞれ表示していた。	号)・第一号	第四条第三号「商品の原産国に関する不当な表示(昭和三十四年四月八日告示第三四号)」
--	---	--	--------	---

七 平一四、四、一 一号	まるまつ鮮魚(有)に対する件 平一四(排)第一 一号	牛肉の陳列棚に掲示した札等に「特売品国産牛サーロインステーキ」等と記載することにより、あたかも、当該商品が国産の牛肉であることを表示していたが、実際には、アメリカ合衆国産の牛肉であり、また、平成一三年七月ころから平成一四年二月ころまでの間、豚肉加工商品のパックに貼付したラベルに「(国産)豚ロース(味噌漬)」等と記載することにより、あたかも、当該商品が国産の豚肉を用いて製造された豚肉加工商品である	等の外国産の鶏肉であった。	第四条第三号「商品の原産国に関する不当な表示(昭和三十四年四月八日告示第三四号)」・第一号
--------------------	----------------------------------	---	---------------	---

	かのように表示していたが、実際には、カナダ産の豚肉を用いて製造されたものであった。	
榑中田喜造商店 に対する件 平一四(排)第一 三号 平一四、四、二 五	直営店舗において直接又は販売業者を通じて一般消費者に販売している裏千家流の茶釜のうち、「常穂」等五品目の容器に貼付したラベルに「大和高山特産」嬉撰 茶釜諸流儀製造元」等と記載することにより、あたかも、当該茶釜が伝統的工芸品として指定を受けている「高山茶釜」であるかのように表示していたが、実際には、当該茶釜は、奈良県生駒市の区域において製造さ	第四条第三号「商品の原産国に関する不当な表示」(昭四八告示第三四号)
	れた伝統工芸品として指定を受けたものではなく、大韓民国において製造されたものであった。	
榑ウルシハラに 対する件 平一五(排)第一 七号 平一五、一一、 一〇	「BURBERRY」、「PRIVATE LABEL」、「PINK Y&DIANNE」、「SYBILLA」、「ICB」、「組曲」及び「23区」と称する七つの商標のうち、いずれか一つを付したニット製手袋並びにこれらの商標から「BURBERRY」を除いた六つの商標のうち、いずれか一つを付した繊維製手袋について、全国の百貨店を通じて一般消費者に販売するに当	第四条第三号「商品の原産国に関する不当な表示」(昭四八告示第三四号)

祐徳自動車株式会社 び叡山陽堂に對する件 平一七(排)第一 三号 平一七、一一、一六	小売店舗の陶磁器売場に設置したのほりに「有田焼 毎日使う和食器」又は「有田焼 食器」と、ポップに「産地直産 高級 有田焼」又は「高級 有田焼」とそれぞれ記載し、また「四百年の歴史が	たが、実際には、中華人民共和国で製造されたものであった。	たり、輸入する際に付されていた「中国製」と記載のある表示物を取り去り、新たに「日本製」と記載のある下札を取り付けることにより、あたかも国内で製造されたものであるかのように表示していたが、実際には、中華人民共和国で製造されたものであった。

育む磁器の町有田」、「磁匠 有田焼の歴史を支えてきた匠」等と記載し、窯元等の職人の写真を掲載するなどした有田町発行のポスターを当該売場に掲示することにより、あたかも、当該売場に陳列された陶磁器のすべてが有田焼の陶磁器であるかのように表示していたが、実際には、当該陶磁器のうち少なくとも2割強の品目はタイ王国で製造されたものであった。	

△無果汁△

○無果汁の清涼飲料水等についての表示

(昭和四十八年三月二十日
公正取引委員会告示第四号)

不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第四条第三号の規定により、無果汁の清涼飲料水等についての表示を次のように指定し、昭和四十八年九月二十日から施行する。ただし、王冠による密栓をしたびん詰の清涼飲料水並びに紙による密栓をした乳飲料、はつ醇乳及び乳酸菌飲料については、同年十月十九日までの期間は、適用しない。

無果汁の清涼飲料水等についての表示

1 原材料に果汁又は果肉が使用されていない清涼飲料水、乳飲料、はつ醇乳、乳酸菌飲料、粉末飲料、アイスクリーム類又は氷菓(以下「清涼飲料水等」といい、容器に入っているもの又は包装されているものに限る。)についての次の各号の一に該当する表示であつて、当該清涼飲料水等の原材料に果汁又は果肉が使用されていない旨が明瞭に記載されていないもの

一 当該清涼飲料水等の容器又は包装に記載されている果実の名称を用いた商品名等の表示
二 当該清涼飲料水等の容器又は包装に掲載されている果実の絵、写真又は図案の表示
三 当該清涼飲料水等又はその容器若しくは包装が、果汁、果皮又は果肉と同一又は類似の色、かおり又は味に着色、着香又は味付けがされている場合のその表示

2 原材料に僅少な量の果汁又は果肉が使用されている清涼飲料水等についての前項各号の一に該当する表示であつて、当該清涼飲料水等の原材料に果汁若しくは果肉が使用されていない旨又は当該清涼飲料水等に使用されている果汁若しくは果肉の割合が明瞭に記載されていないもの

○「無果汁の清涼飲料水等についての表示」に関する運用基準について

(昭和四十八年五月九日)
事務局長通達第六号

変更

平成 三年七月二四日事務局長通達第八号
平成 一三年二月 五日事務総長通達第一六号

不当景品類及び不当表示防止法第四条第三号の規定に基づく「無果汁の清涼飲料水等についての表示」(昭和四十八年三月二十日公正取引委員会告示第四号)に関する運用基準を左記のとおり定めたので、今後、この基準により適切に処理されたい。

記

一 「無果汁の清涼飲料水等の表示」に関する運用基準告示で対象とする「果実」は、日本標準商品分類による果実とする。

二 「果汁」とは、果実を粉砕して搾汁、裏ごし等をし、皮、種子等を除去したものをいう。

三 「商品名等」とは、商品名、説明文その他の文言をいう。

四 「果実の名称を用いた商品名」には、「レモネード」、

「○○フルーツ」、「フルーツ○○」などと称する商品名を含む。

五 告示第一項の「果汁又は果肉が使用されていない旨」および告示第二項の「果汁若しくは果肉が使用されていない旨」の記載は、次の文言の記載とする。

「無果汁」、「果汁を含まず」、「果汁ゼロ」、「果汁0%」

六 告示第一項の「果汁又は果肉が使用されていない旨」および告示第二項の「果汁若しくは果肉が使用されていない旨又は……使用されている果汁若しくは果肉の割合」は、次のように記載したものでなければ、「明瞭に記載されていないもの」として取り扱う。

(一) 商標または商品名の表示(二箇所以上に表示されている場合は、そのうちでもっとも目立つもの)と同一視野に入る場所に、背景の色と対照的な色で、かつ、一四ポイントの活字以上の大きさの文字で見易いように記載すること。ただし、技術的理由等により、「同一視野に入る場所」に記載することができない場合は、容器上で他の見易い場所に記載するものとする。同様の理由により、容器上に記載することが著しく困難な場合で、あらかじめ公正取引委員会に届け出たときは、王冠または紙栓に記載することが出来るものとするが、その場合の「無果汁」等

の記載の位置は、その中央部分とし、かつ、紙栓をした清涼飲料水等にあつては、フードにも「無果汁」等の記載をするものとする。

(二) 告示第一項各号の表示（告示第二項の清涼飲料水等についての表示を含む。）が、内容物、容器等と外箱等との両方にされている場合は、その両方に記載すること。

七 告示第一項第三号の表示は、果汁または果肉が使用されているかのような印象（告示第二項の清涼飲料水等の表示にあつては、果汁または果肉が相当量使用されているかのような印象）を与える次に例示するような表示をいう。

(一) 清涼飲料水等に、オレンジの果汁と同一または類似の着色がされ、かつ、オレンジと同一または類似のかおりまたは味がつけられているもの

(二) 氷菓に、いちごをつぶし牛乳を加えたものと同一または類似の着色がされ、かつ、いちごと同一または類似のかおりまたは味がつけられているもの

八 「僅少量」とは、果実飲料の日本農林規格の別表3に定める果実ごとの糖用屈折計示度（加えられた糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）の基準又は同別表4に定める酸度（加えられた酸の酸度を除く。）の基準に対する割合（以下「糖用屈折計示度の基準に

対する割合」という。）で5%未満の量とする。水を加えて飲用に供する清涼飲料水等にあつては、標準の希釈倍数等により飲用に供する状態にした場合における糖用屈折計示度の基準に対する割合で5%未満の量とする。

九 果実飲料の日本農林規格に定める測定方法に基づく検査によつて、果汁分が検出されない清涼飲料水等は、果汁が使用されていないものとして取り扱う。

十 果実飲料の日本農林規格に定める測定方法に基づく検査又は帳簿書類によつて、その糖用屈折計示度の基準に対する割合の数値を証明することができる場合に限り、「果汁若しくは果肉の割合」を百分率で記載することが出来るものとする。

主要排除命令

国分(排)に対する 件 平一六(排)第 二号 平一六、二、二 七	原材料に果汁及び果肉が使用されていない清涼飲料について、それぞれ ①容器に果実の名称を用いた商品名等を記載する ②果実の図案を掲載する ③内容物又は容器に果実と類似の着香又は着色をする ことにより、原材料に果汁又は果肉が使用されているかのような印象を与える表示をしているにもかかわらず、容器に清涼飲料の原材料に果汁又は果肉が使用されていない旨を明らかに記載していなかった。	第四条 第三号 (改正法の施行後に係る行為については第四 条第一項 第三号)
---	---	---

〈消費者信用〉

○消費者信用の融資費用に関する不当な表示

(昭和五十五年四月十二日
公正取引委員会告示第十三号)

不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第四条第三号の規定により、消費者信用の融資費用に関する不当な表示を次のように指定し、昭和五十五年七月一日から施行する。

消費者信用の融資費用に関する不当な表示

消費者信用の融資費用に関する次の各号の一に掲げる表示であつて、実質年率が明瞭に記載されていないもの(利息が年建てによる率(アドオン方式によるものを除く。)で記載され、かつ、利息以外のすべての融資費用の内容及びその額又は率が明瞭に記載されている場合は、含まれない。)

- 一 アドオン方式による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 二 日歩、月利等年建て以外による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 三 融資費用の額の表示

- 四 返済事例による融資費用の表示
- 五 融資費用の一部についての年建てによる率の表示

備考

- 1 この告示で「消費者信用」とは、事業者が一般消費者に対し行う金銭の貸付け及び商品の販売又は役務の提供に係る代金支払の繰延べの許容により供与される信用をいう。
- 2 この告示で「融資費用」とは、利息、手数料、信用調査費、集金費、保証料、保険料その他何らの名義をもつてするを問わず、信用供与に際し、一般消費者から受ける金銭のすべてをいう。ただし、登記手数料、印紙代その他法令の規定に基づくもの及び担保物件に係る火災保険料を除く。
- 3 この告示で「実質年率」とは、実際に利用可能な融資金又は未払金の額に期間数を乗じて得た額を合計した額に対する融資費用の総額の割合を年を単位として表わしたものをいう。
- 4 この告示は、消費者信用の融資費用に関し法令等に特別の定めがある場合において、その法令等に基づいて行う表示については、適用しない。

○「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」の運用基準

(昭和五十五年六月九日
事務局長通達第八号)

公正取引委員会事務局長から各地方事務所
長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事宛

公正取引委員会の決定に基づき、「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」(昭和五十五年公正取引委員会告示第十三号)の運用基準を次のとおり定めたので、これによられたい。

「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」の運用基準

1 この告示の適用を受けるものは、消費者信用の表示を行う事業者であり、金融機関、貸金業者、割賦販売業者、ローン提携販売業者、割賦購入あつせん業者等を含む。

2 「実質年率」の表示方法について

(1) 実質年率は、少なくとも○・一パーセントの単位

まで示すものとし、告示各号の表示に併記する場合は、その表示と同等以上の大きさの文字を用いるものとする。

(2) 実質年率が個々の取引により異なる場合にあっては、通常行われる取引における最も高い実質年率及びその実質年率が適用される融資金の額、融資期間等の条件又は実質年率の範囲を表示するものとする。

(例えば、「実質年率通常○○パーセント(○万円、○年間融資の場合)以内」、「実質年率○○パーセントから○○パーセントまで」等)

3

(1) 「記載されている年建ての利息」について

記載されている年建ての利息は、少なくとも○・一パーセントの単位まで示されたものであつて、融資費用に関する表示と同等以上の大きさの文字を用いたものをいう。

(2) 記載されている年建ての利息は、次のように表示されたものをいう。(例えば「年○○パーセント」、

「年利○○パーセント」、「年率○○パーセント」)

(3) 記載された年建ての利息は、個々の取引により異なるものの場合にあつては、その旨が表示されているものをいう。(例えば、「年利○○パーセント(融資金○万円、融資期間○年の場合)」、「年率○○パー

セントから〇〇パーセント」、「融資金 〇〇万円 年
 〇〇パーセント」等)

4 「融資費用の内容及びその額又は率が明瞭に記載されている場合」について

融資費用の内容及びその額又は率が明瞭に記載されている場合とは、利息以外のすべての融資費用について、内容（手数料、信用調査費、保証料等）と、その額又は率が明瞭に記載されている場合をいう。金額でなく率で記載する場合は、年建てによる率（アドオン方式によるものを除く。）で記載されているものを用いる。

5 「実質年率」について

融資金について、実質年率の算式を示せば、次のとおりである。

$$R = \frac{F}{\sum_{i=1}^n U_i \cdot T_i}$$

ただし、 $R \cdot F \cdot n \cdot T_i$ 及び U_i は、それぞれ次の値を表わすものとする。

R 実質年率
 F 融資費用の総額
 n 融資金の完済するまでの返済回数
 T_i 融資金の前回の返済の日から今回の返済の日

の前日までの期間（年を単位として表わすものとする。以下同じ）。ただし、 T_i は、信用供与を受けた日から第一回の返済の日の前日までの期間

U_i

前回の返済の日の前日における融資金の未払残高から、前回の返済額のうち融資金への充当分を減じた額。ただし、 U_i 、信用供与時の融資金の額であるが信用供与時に融資費用の一部又は全部を徴収するものにあつては、実際に交付することとなる融資金の額

6 告示備考第四項に該当するものを例示すれば、次のとおりである。

- (1) 質屋営業法に基づいて行う表示
- (2) 国、特別の法律による特別の設立行為をもつて設立される法人（例えば、〇〇公庫、〇〇公団、日本勤労者住宅協会等）地方住宅供給公社等が行う表示

主要排除命令

(拘) 湘南ハウジングに対する件 昭五九(排)第一 二号 昭五九、七、一 三	土地の交通の利便、形質、私道負担等についての不当な内容表示及び支払条件(実質年率を記載していない。)についての不当な表示	第四条第一号及び第三号 消費者信用告示(昭五五告示第一三三 号) 第四号
第一土地こと根本重一に対する件 昭五九(排)第一 三号 昭五九、七、一 三	土地の交通の利便、環境についての不当な内容表示及び支払条件(実質年率を記載していない。)についての不当な表示	第四条第一号及び第三号 消費者信用告示(昭五五告示第一三三 号) 第四号
(拘) エス・ケイ・プランニングに対する件 平五(排)第六 号	土地の交通の利便、形質、環境、設備、価格及び融資費用の利率(実質年率を記載していない。)についての不	第四条第一号、第二号及び第三号 消費者信用告示(昭五

平五、三、一五
当な表示

平五、三、一五 号	(拘) エヌ・ビー・エスに対する件 平五(排)第七 号 平五、三、一五 号 土地の形質、私道負担、管理費用及び融資費用の利率(実質年率を記載していない。)についての不当な表示	第四条第一号、第二号及び第三号 消費者信用告示(昭五五告示第一三三 号) 第四号
----------------------	---	---

〈おとり広告〉

○おとり広告に関する表示

(平成五年四月二十八日)
(公正取引委員会告示第十七号)

制定 昭和五十七年六月一日公正取引委員会告示第一三三号
全部変更 平成 五年四月二十八日公正取引委員会告示第一七号

不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第四条第三号の規定に基づき、おとり広告に関する表示(昭和五十七年公正取引委員会告示第十三号)の全部を次のように変更し、平成五年五月十五日から施行する。

おとり広告に関する表示

一般消費者に商品を販売し、又は役務を提供することを業とする者が、自己の供給する商品又は役務の取引(不動産に関する取引を除く。)に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示

一 取引の申出に係る商品又は役務について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその商品又は役務についての表示

二 取引の申出に係る商品又は役務の供給量が著しく

限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその商品又は役務についての表示

三 取引の申出に係る商品又は役務の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその商品又は役務についての表示

四 取引の申出に係る商品又は役務について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその商品又は役務についての表示

○「おとり広告に関する表示」等の運用基準

(平成五年四月二十八日
事務局長通達第六号)

変更 平成二年六月三〇日事務総長通達第八号

公正取引委員会事務局長から各地方事務所
長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事宛

公正取引委員会の決定に基づき、「おとり広告に関する表示」(平成五年公正取引委員会告示第十七号)等の運用基準を次のとおり定めたので、これによらねたい。

なお、「『おとり広告に関する表示』の運用基準(昭和五十七年六月十日事務局長通達第三号)」は「おとり広告に関する表示」(平成五年公正取引委員会告示第十七号)の施行日をもって廃止する。

「おとり広告に関する表示」等の運用基準

第1 おとり広告規制の趣旨及び運用に当たつての留意事項

1 「おとり広告に関する表示」(平成五年公正取引委員会告示第十七号。以下「告示」という。)は、広告、ビラ等における取引の申出に係る商品又は役務(以下「広告商品等」という。)が実際には申出どおり購入

入することができないものであるにもかかわらず、一般消費者がこれを購入できると誤認するおそれがある表示を、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがある不当な表示として規制するものである。

事業者は、広告、ビラ等において広く消費者に対し取引の申出をした広告商品等については、消費者の需要に自らの申出どおり対応することが必要であり、また、何らかの事情により取引に応じることについて制約がある場合には、広告、ビラ等においてその旨を明瞭に表示することが必要である。

2 告示の運用に当たっては、以下の点に留意されたい。

① 広告、ビラ等において、通常よりも廉価で取引する旨の記載を伴う商品又は役務についての表示であつて、告示各号の規定に該当するものに重点を置くこととする。

② 違反行為の未然防止を図るため告示の普及・啓発に努めるとともに、違反事件については、引き続き、厳正かつ迅速に対処することとする。

③ 関係業界において、公正競争規約その他委員会会の承認を受けた自主的な基準が設定されている場合には、その定めるところを参酌するも

のとする。

- 3 一般消費者が商品又は役務の品質等の内容、価格等の取引条件について誤認する表示については、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第四条第一号、第二号により規制されているところである。通常よりも廉価で取引する旨の記載を伴う商品又は役務についての表示については、景品表示法第四条第一号及び第二号の問題も生じがちであることにかんがみ、同法第四条第一号、第二号の問題となる典型的な表示を例示として第三に掲げたところであり、これらを含めた景品表示法違反行為の未然防止及び違反事件の処理の適正を期されたい。

第2 「おとり広告に関する表示」の運用基準

- 1―(1) 告示第一号の「取引を行うための準備がなされていない場合」について

広告商品等について「取引を行うための準備がなされていない場合」に当たる場合を例示すると以下のとおりである。このような場合において、それが当該事業者の責に帰すべき事由以外によるものと認められ、かつ、広告商品等の取引を申し込んだ顧客に対して、広告、ビラ等において申し出た取引条件で取引する旨を告知するとともに希望する顧客に対

しては遅滞なく取引に応じているときには、不当表示には当たらないものとして取り扱う。

- ① 当該店舗において通常は店頭展示販売されている商品について、広告商品が店頭に陳列されていない場合
- ② 引渡しに期間を要する商品について、広告商品については当該店舗における通常の引渡期間よりも長期を要する場合
- ③ 広告、ビラ等に販売数量が表示されている場合であって、その全部又は一部について取引に応じることができない場合
- ④ 広告、ビラ等において写真等により表示した品揃えの全部又は一部について取引に応じることができない場合
- ⑤ 単一の事業者が同一の広告、ビラ等においてその事業者の複数の店舗で販売する旨を申し出る場合であって、当該広告、ビラ等に掲載された店舗の一部に広告商品等を取り扱わない店舗がある場合
- 1―(2) 告示第一号の「取引に応じることができない場合」について
- 広告商品等について「取引に応じることができない場合」に当たる場合を例示すると以下のとおりで

ある。

① 広告商品等が売却済である場合

② 広告商品等が処分を委託されていない他人の所有物である場合

2―(1) 告示第二号の広告商品等の供給量が「著しく限定されている」場合について

供給量が「著しく限定されている」とは、広告商品等の販売数量が予想購買数量の半数にも満たない場合をいう。

この場合において、予想購買数量は、当該店舗において、従来、同様の広告、ビラ等により同一又は類似の商品又は役務について行われた取引の申出に係る購買数量、当該広告商品等の内容、取引条件等を勘案して算定する。

(注) 商品又は役務の供給量が限定されていることにより、当該商品又は役務が著しく優良である、又はその取引条件が著しく有利であることを強調する表示を行っているにもかかわらず、実際には、限定量を超えて取引に応じる場合には、景品表示法第四条第一号又は第二号の規定に違反するおそれがある。

2―(2) 告示第二号の限定の内容が「明瞭に記載されていない場合」について

販売数量が著しく限定されている場合には、実際の販売数量が当該広告、ビラ等に商品名等を特定した上で明瞭に記載されていなければならず、販売数量が限定されている旨のみが記載されているだけでは、限定の内容が明瞭に記載されているとはいえない。

例えば、「○○メーカー製品三割引」、「○○製品五割引から」等と表示した場合において実際には当該割引による販売数量が著しく限定されている商品がある場合には、当該商品特定して販売数量を明瞭に記載する必要がある。

2―(3) 複数の店舗で販売する旨を申し出る場合について

単一の事業者が同一の広告、ビラ等においてその事業者の複数の店舗で販売する旨を申し出る場合においては、原則として、各店舗毎の販売数量が明記されている必要がある。広告スペース等の事情により、各店舗毎の販売数量を明記することが困難な場合には、当該広告、ビラ等に記載された全店舗での総販売数量に併せて、店舗により販売数量が異なる旨及び全店舗のうち最も販売数量が少ない店舗における販売数量の表示が必要である。

また、高額な耐久財等について全店舗における販

売数量が一括管理されており、全店舗における総販売数量に達するまではいずれの店舗においても取引する場合には、その旨の表示がなされていれば足りる。

なお、いずれの場合においても、広告した商品又は役務の取引を行わない店舗がある場合には、その店舗名が記載されている必要があり、記載されていない場合には、当該店舗において広告商品等について取引を行うための準備がなされていない場合（告示第一号）に当たるとする。

3 告示第三号の限定の内容が「明瞭に記載されていない場合」について

供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量の限定については、実際の販売日、販売時間等の販売期間、販売の相手方又は顧客一人当たりの販売数量が当該広告、ビラ等に明瞭に記載されていなければならず、これらについて限定されている旨のみが記載されているだけでは、限定の内容が明瞭に記載されているとはいえない。

4-1(1) 告示第四号の広告商品等の「取引の成立を妨げる行為が行われる場合」について

広告商品等の「取引の成立を妨げる行為が行われる場合」に当たると示されると以下のとおりで

ある。このような場合には、結果として広告商品等の取引に応じることがあったとしても、告示第四号に該当する。

① 広告商品を顧客に対して見せない、又は広告、ビラ等に表示した役務の内容を顧客に説明することを拒む場合

② 広告商品等に関する難点をことさらに指摘する場合

③ 広告商品等の取引を事実上拒否する場合

④ 広告商品等の購入を希望する顧客に対し当該商品等に替えて他の商品等の購入を推奨する場合において、顧客が推奨された他の商品等を購入する意思がないと表明したにもかかわらず、重ねて推奨する場合

⑤ 広告商品等の取引に応じたことにより販売員等が不利益な取扱いを受けることとされている事情の下において他の商品を推奨する場合

4-1(2) 告示第四号の「合理的理由」について

未成年者に酒類を販売しない等広告商品等を販売しないことについて合理的な理由があるときには告示第四号には該当しない。

第3 広告、ビラ等の表示が景品表示法第四条第一号、第二号の問題となる場合

1 広告、ビラ等に表示された商品又は役務の内容について、例えば、以下のような場合は、実際のものよりも著しく優良であると誤認されるものであり、景品表示法第四条第一号の規定に違反する。

① 実際に販売される商品が、キズ物、ハンパ物、中古品等であるにもかかわらず、その旨の表示がない場合

② 新型の商品であるかのように表示されているにもかかわらず、実際に販売される商品が旧型品である場合

③ 実際に販売される商品が特売用のものであり通常販売品と内容が異なるにもかかわらず、通常販売品であるかのように表示されている場合

2 広告、ビラ等に表示された商品又は役務の取引条件について、例えば、以下のような場合は、実際のものよりも著しく有利であると誤認されるものであり、景品表示法第四条第二号の規定に違反する。

① 実際には値引き除外品又は値引率のより小さい商品があるにもかかわらず、その旨の明瞭な記載がなく、「全店三割引」、「全商品三割引」、「〇〇メーカー製品三割引」等と表示されている場合

② 実際の販売価格が自店通常価格と変わらない

にもかかわらず、自店通常価格より廉価で販売するかのように表示されている場合

③ 広告商品等の購入に際し、広告、ビラ等に表示された価格に加え、通常は費用を請求されない配送料、加工料等の付帯費用、容器・包装材料、手数料等の支払を要するにもかかわらず、その内容が明瞭に記載されていない場合

④ 「閉店」、「倒産」等特売を行う特別の理由又は「直輸入」、「直取引」等特に安い価格で販売することが可能となる理由が表示され、これらの理由により特に安い価格で販売するかのように表示しているにもかかわらず、実際には自店通常価格で販売を行っている場合

⑤ 二重価格表示（割引率の表示を含む。）において以下のような表示が行われている場合（不当な価格表示についての景品表示法上の考え方）（平成十二年六月三十日公表）参照

a 比較対照価格として、実際の市価よりも高い価格が市価として用いられている場合

b 比較対照価格として、架空の、又は既に撤廃されたメーカー希望小売価格が用いられている場合

c 比較対照価格として、実際の自店通常価格

格よりも高い価格が自店通常価格として用いられている場合

d 自店通常価格がないときに、比較対照価格として任意の価格が自店通常価格として用いられている場合

⑥ 消費税、容器料等込みで設定されているメーカー希望小売価格等を比較対照価格とする二重価格表示において、当該店舗における販売価格が消費税、容器料等抜きで記載されている場合

○価格表示についての不当景品類及び不当表示防止法の運用について（きずものの価格表示―おとり広告）（回答）

（昭和四十七年五月二十七日）
（公取取第一三九号）

公正取引委員会事務局取引部長から全国電器小売商業組合連合会理事長宛

貴組合連合会の昭和四十年四月十七日付標記の照会について下記のとおり回答する。

1 きず物、規格はずれ品等の価格表示について

価格表示については、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の適用が問題となるが、本号の要件は「価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される」ことである。

きず物、規格はずれ品は正規の商品に比し、かなり廉価で取引されるのが通常であり、したがって、この種の商品について正規の商品についての表示と区別で

きないような仕方でなした価格表示は、一般に、実際のものよりも取引の相手方に有利であるとの印象を与えるものであるから本号に該当する場合があると考えられる。ここで、正規の商品についての表示と区別できないような仕方でなした表示とは、きず物、規格はずれ品である旨の表示がない場合と同一ではない。その旨の表示があつても不明確な場合はこれに該当し、また、その旨の表示がなくても商品自体の外観等から一見してきず物、規格はずれ品であることが明らかである場合はこれに該当しない。

さらに、不当性の成立要件としては、単に有利であると誤認されるだけで足りず、著しく有利であると誤認されることを要するが、いかなる場合に「著しく」に該当するかは個々のケースについて具体的に判定することになる。

2 広告された廉売商品が全くないかまたはごく少数個しか用意されていない場合について、大多数の商品については通常の価格で取引しているにもかかわらず、実際には用意していないかまたはごく少数しか用意していない商品について通常の価格より著しく安い価格で取引する旨の広告をすることがある。いわゆるおとり広告がこれであるが、この種の広告も事実にして競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有

利であるとして一般消費者に誤認されるため前記規定に該当する場合がある。ただし、通常の商取引において、一定期間に見切品、残品等を集中的に整理処分する場合もあり、このような場合までも広告すれば直ちに不当とする趣旨でないことはいうまでもない。したがって、不当なおとり広告に該当するかどうかの判定は、業態、商品の特性（高級品の場合少数個しかないのが常態であることもある。）等を勘案し具体的に行なうことになる。

3

〔省略〕

主要排除命令

ミシン流通セン ター厚木店こと 大宅照義に対す る件 平四（排）第一 号 平四、二、一八	同社は、ミシンの販売 に関する新聞広告を掲 載し、表示したミシン の購入を希望して来店 した消費者に対し、表 示した台数までの販売 実績がないにもかかわ らず、既に売り切れた 旨を告げたり、表示し たミシンの難点のこと さら指摘するなどし て、表示していない他 のミシンの購入を勧め 販売しており、同社の 表示は実際には取引す る意思がないミシンに ついての表示（おとり 広告）をしたものと認 められた。	第四条第 三号 「おとり 広告に関 する表 示」〔昭五 七告示一 三号〕第 二号
九州ミシンセン	ミシンについて、新聞	第四条第

ター福岡店こと 池永憲治に対す る件 平七（排）第三 号 平七、七、一七	折り込みビラ、新聞広 告及びテレビ広告にお いて、八、〇〇〇円と いう特に安い価格で販 売する旨の広告を行っ ているが、広告のミシ ンの注文者に対して、 注文のミシンの購入意 思を失わせるよう仕向 け、著しく高価な他の ミシンを購入するよう 勧めていた。	三号 おとり広 告に関す る表示 （平成五 年告示第 一七号） 第四号
---	--	--

○不動産のおとり広告に関する表示

(昭和五十五年四月十二日)
(公正取引委員会告示第十四号)

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第三号の規定により、不動産のおとり広告に関する表示を次のように指定し、昭和五十五年七月一日から施行する。

不動産のおとり広告に関する表示

自己の供給する不動産の取引に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示

- 一 取引の申出に係る不動産が存在しないため、実際には取引することができない不動産についての表示
- 二 取引の申出に係る不動産は存在するが、実際には取引の対象となり得ない不動産についての表示
- 三 取引の申出に係る不動産は存在するが、実際には取引する意思がない不動産についての表示

備考

この告示で「不動産」とは、土地及び建物をいう。

○「不動産のおとり広告に関する表示」の運用基準

（昭和五十五年六月九日）
事務局長通達第九号）

公正取引委員会事務局長から各地方事務所
長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事宛

公正取引委員会の決定に基づき、「不動産のおとり広告に関する表示」（昭和五五年公正取引委員会告示第一四号）の運用基準を次のとおり定めたので、これによらるたい。

- 1 告示第一号の「取引の申出に係る不動産が存在しない」場合についてこれを例示すると次のとおりである。
 - (1) 広告、ビラ等に表示した物件が広告、ビラ等に表示している所在地に存在しない場合
 - (2) 広告、ビラ等に表示している物件が実際に販売しようとする不動産とその内容、形態、取引条件等において同一性を認めたい場合
- 2 告示第二号の「実際には取引の対象となり得ない」

- 場合についてこれを例示すると次のとおりである。
 - (1) 表示した物件が売却済の不動産又は処分を委託されていない他人の不動産である場合
 - (2) 表示した物件に重大な瑕疵があるため、そのままでは当該物件が取引することができないものであることが明らかな場合（当該物件に瑕疵があること及びその内容が明瞭に記載されている場合を除く。）
- 3 告示第三号の「実際には取引する意思がない」場合についてこれを例示すると次のとおりである。
 - (1) 顧客に対し、広告、ビラ等に表示した物件に合理的な理由がないのに案内することを拒否する場合
 - (2) 表示した物件に関する難点をことさらに指摘する等して当該物件の取引に応ずることなく顧客に他の物件を勧める場合

主要排除命令		
表示関係 「不動産のおとり広告に関する表示」の主要排除命令	（南）協和住宅に対する件 昭五九（排）第一七号 昭五九、九、五	土地付き住宅の交通の利便、建物面積、設備についての不当な内容表示及び「売主」と表示しているが、実際には当該物件を所有していない等取引することができないおとり広告表示 第四条第一号及び第三号 昭五九（排）第一七号 昭五九、九、五
	（東武）エステートに対する件 平元（排）第三号 平元、一二、七	土地付き住宅（中古）の土地の利用の制限（再建築不可）、建築経過年数等についての不当な内容表示及びおとり広告を行っていた。 第四条第一号及び第三号 昭五九（排）第一七号 昭五九、九、五

（東武）エステートに対する件 平元（排）第三号 平元、一二、七	土地の利用の制限、形質、交通の利便についての不当な表示及び当該土地は、売主の了解を得ずに二筆に分割したものであることから、取引の対象とはなり得ないにもかかわらず、分割後の土地を販売できるかのような表示を行っていた。	第四条第一号及び第三号 昭五九（排）第一七号 昭五九、九、五
（南）協和住宅に対する件 昭五九（排）第一七号 昭五九、九、五	土地の利便、建物面積、設備についての不当な内容表示及び「売主」と表示しているが、実際には当該物件を所有していない等取引することができないおとり広告表示	第四条第一号及び第三号 昭五九（排）第一七号 昭五九、九、五

〈有料老人ホーム〉

○有料老人ホームに関する不当な表示

(平成十六年四月二日
公正取引委員会告示第三号)

変更 平成一十七年六月二九日公正取引委員会告示第一二号

平成一十八年三月 三日公正取引委員会告示第四号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第一項第三号の規定により、有料老人ホーム等に関する不当な表示を次のように指定し、平成十六年十月一日から施行する。

有料老人ホームに関する不当な表示

1 有料老人ホームの土地又は建物についての表示であつて、当該土地又は建物は当該有料老人ホームが所有しているものではないにもかかわらず、そのことが明らかに記載されていないもの

2 有料老人ホームの入居者の利用に供される施設又は設備についての表示であつて、当該施設又は設備が次の各号の一に該当するにもかかわらず、そのことが明らかに記載されていないもの

一 当該有料老人ホームが設置しているものではない

居室の利用についての表示

施設又は設備

二 当該有料老人ホームの敷地又は建物内に設置されていない施設又は設備

三 入居者が利用するためには、利用することに費用を支払う必要がある施設又は設備

3 有料老人ホームの入居者の特定の用途に供される施設又は設備についての表示であつて、当該施設又は設備が当該特定の用途のための専用の施設又は設備として設置又は使用されていないにもかかわらず、そのことが明らかに記載されていないもの

4 有料老人ホームの設備の構造又は仕様についての表示であつて、当該設備の構造又は仕様の一部に異なるものがあるにもかかわらず、そのことが明らかに記載されていないもの

5 有料老人ホームの入居者の居室についての表示であつて、次の各号の一に該当することがあるにもかかわらず、そのことが明らかに記載されていないもの

一 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替えること

二 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、住み替え後の居室の一人当たりの占有面積が当初入居した居室の一人当たりの占有面積に比して減少すること

施設又は設備についての表示

土地又は建物についての表示

三 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、当初入居した居室の利用に関する権利が変更又は消滅すること

四 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、入居者が住み替え後の居室の利用に關し、追加的な費用を支払うこと

五 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、当初入居した居室の利用に関する費用について、住み替えによる居室の構造若しくは仕様の変更又は住み替え後の居室の一人当たりの占有面積の減少に応じた調整が行われないこと

6 有料老人ホームにおいて、終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示であって、入居者の状態によっては、当該入居者が当該有料老人ホームにおいて終身にわたって居住し、又は介護サービスの提供を受けられない場合があるにもかかわらず、そのことが明らかに記載されていないもの

7 有料老人ホームと医療機関との協力関係についての表示であって、当該協力の内容が明らかに記載されていないもの

8 有料老人ホームの入居者に提供される介護サービスについての表示であって、有料老人ホームが当該介護

示

介護職員
等につい
ての表示

サービスの提供するものではないにもかかわらず、そのことが明らかに記載されていないもの

9 有料老人ホームが提供する介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示であって、当該介護サービスの内容及び費用が明らかに記載されていないもの

10 有料老人ホームの介護職員等（介護職員又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）の数についての表示であって、次の各号に掲げる数が明らかに記載されていないもの

一 常勤換算方法による介護職員等の数

二 介護職員等が要介護者等（介護保険法の規定に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた有料老人ホームの入居者をいう。以下同じ。）以外の入居者に対し、食事の提供その他日常生活に必要なサービスを提供する場合にあつては、要介護者等に介護サービスを提供する常勤換算方法による介護職員等の数

三 夜間における最少の介護職員等の数

11 有料老人ホームの介護に関する資格を有する介護職員等についての表示であって、介護に関する資格を有する介護職員等の数が常勤又は非常勤の別ごとに明らかに記載されていないもの

管理費等
の表示
について

12 管理費、利用料その他何らの名義をもってするかを問わず、有料老人ホームが入居者から支払を受ける費用（介護サービスに関する費用及び居室の利用に関する費用を除く。）についての表示であって、当該費用の内訳が明りように記載されていないもの

備考

1 この告示において、「有料老人ホーム」とは、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第

一項に規定する有料老人ホームをいう。

2 この告示において、「常勤換算方法」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第二条第八号に規定する常勤換算方法をいう。

附 則（平成一七年公正取引委員会告示第二二二号）

この告示は、公布の日（平成一七年六月二九日）から施行する。

附 則（平成一八年公正取引委員会告示第四号）
この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

○「有料老人ホームに関する不当な表示」の運用基準

（平成十六年六月十六日）
（事務総長通達第一一号）

変更 平成一八年三月二日事務総長通達第一号

公正取引委員会の決定に基づき、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成一六年公正取引委員会告示第三号）の運用基準を次のとおり定めたので、これによら

たい。
「有料老人ホームに関する不当な表示」の運用基準

用基準

1 告示第一項について

(1) 告示第一項の「当該土地又は建物は当該有料老人ホームが所有しているものではない」ことが明りょうに記載されていることを例示すると、以下のとおりである。

① 「事業主体〇〇、土地所有者△△、建物所有者

□□」

② 「土地・建物の権利形態 賃借（定期借地権 契約期間〇年（平成△年契約）」

(2) 告示第一項の不当表示に該当する場合を例示する

と、以下のとおりである。

● 有料老人ホームがその土地又は建物を所有していないにもかかわらず、「鉄筋コンクリート造〇階建て」とのみ表示している場合

● 有料老人ホームがその土地又は建物を所有していないにもかかわらず、有料老人ホームの建物の外観の写真のみを表示している場合

2 告示第二項について

(1) 告示第二項の「入居者の利用に供される施設又は設備」には、商業施設、公園、学校、図書館、美術館、博物館、病院、官公署等であって、不特定多数の者の利用に供されることが表示上明らかなものであるものは含まない。

(2) 告示第二項第一号の「当該有料老人ホームが設置しているものではない施設又は設備」についての明りょうな記載には、当該施設又は設備の設置者等の具体的な名称が記載されている場合を含むものとし、これを例示すると以下のとおりである。

① 「写真の温水プールは△△市が設置しているもので、入居者の方も自由に利用できます。」

② 「写真の特別浴室は医療法人〇〇が経営する△△センターが設置しているものです。」

(3) 告示第二項第二号の「当該有料老人ホームの敷地

又は建物内に設置されていない施設又は設備」について明りょうに記載されているとは、以下の事項のいずれかが記載されているものとする。

ア 当該有料老人ホームから当該施設又は設備までの距離(例えば、「写真の〇〇プールは当ホームから〇メートルの場所にあります。」等)

イ 当該有料老人ホームから当該施設又は設備までの所要時間(例えば、「〇〇センターは当ホームから徒歩〇分の場所にある△△の施設内にあります。」等)

ウ 当該施設又は設備が当該有料老人ホームと隣接した場所に設置されている場合はその旨(例えば、「写真の特別浴室は当ホームの敷地に隣接した〇〇センター内にあります。」等)

(4) 告示第二項第三号の「入居者が利用するためには、利用することに費用を支払う必要がある施設又は設備」について明りょうに記載されているとは、当該施設又は設備を利用するためには、入居者は利用のために費用を支払う必要があることが記載されているものとし、これを例示すると以下のとおりである。

① 「写真の〇〇プールを利用するためには、一回当たり〇円の費用が必要となります。」

② 「〇〇センターを利用するためには、その都度

費用が必要となります。」

3 告示第三項について

告示第三項の「当該施設又は設備が当該特定の用途のための専用の施設又は設備として設置又は使用されていない」ことが明らかに記載されていることを例示すると、以下のとおりである。

① 「機能訓練室（教養娯楽室と共用）」

② 「〇〇室（機能訓練実施時には機能訓練室として使用します。）」

4 告示第四項について

(1) 告示第四項の「設備の構造又は仕様についての表示」には、具体的な設備の名称を記載せずに行う「南向き」、「バリアフリー構造」、「プライバシー確保」等の表示を含む。

(2) 告示第四項の「当該設備の構造又は仕様の一部に異なるものがある」ことが明らかに記載されていることを例示すると、以下のとおりである。

① 「南向きの部屋 ○部屋中△部屋」

② 「南向き居室○室（△室の居室は東向き）」

③ 「居室Aタイプ（〇〇、△△付き） ○室中△室（居室Bタイプ（□室）には〇〇、△△が設置されていません。）」

5 告示第五項について

告示第五項第一号に該当する場合に、入居者が住み替える居室が、例えば、二人以上の入居者が入居する介護居室（有料老人ホームが自ら介護サービスを提供するための専用の居室をいう。以下同じ。）である場合には、「介護居室（○人室）」等、当該居室が二人以上の入居者が入居する居室であることが記載されていないければ、「明らかに記載されていないもの」として取り扱う。

（注） 介護サービスとは、要介護者等に提供されるものであって、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他要介護者等に必要な日常生活上の世話、機能訓練並びに療養上の世話をいう（告示第六項、第八項から第一〇項まで及び第一二項において同じ。）。

6 告示第六項について

(1) 告示第六項の「終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示」に当たる場合を例示すると、以下のとおりである。

① 「終身介護」

② 「最後までお世話します。」

③ 「生涯介護」

④ 「終身利用」

- ⑤ 「入居一時金について追加の費用はいりません。」

(注) 「介護一時金」、「健康管理費」等の表示について、表示された名目で徴収される費用が高額なこと等とあいまって、「終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示」に該当する場合もあり得ることに留意する必要がある。

(2)

告示第六項の「入居者の状態によつては、当該入居者が当該有料老人ホームにおいて終身にわたって居住し、又は介護サービスの提供を受けられない場合がある」ことが明りように記載されているとは、以下の事項が記載されているものとする。

ア 入居者の状態によつては、当該入居者に対して、当該有料老人ホームからの退去又は提携施設等への住み替えを求める場合があること。

イ 退去又は提携施設等への住み替えを求めることとなる入居者の状態の具体的な内容

7 告示第七項について

告示第七項の「当該協力の内容」について明りように記載されているとは、以下の事項が記載されているものとする。

- (1) 協力関係にあるとする医療機関の名称及び当該協力の具体的な内容（当該協力に関する診療科目の具体的な名称を含む。）

（例えば、「〇〇病院（内科） 年に〇回の健康診断」等）

- (2) 入居者が費用（健康保険法等に基づく医療又は療養の給付を受ける際の一部負担金を除く。）を負担する必要がある場合はその旨

8 告示第八項について

告示第八項の「有料老人ホームが当該介護サービスを提供するものではない」ことについての明りような記載には、例えば以下のような記載を含むものとする。

○ 入居者が介護が必要となった場合、外部の事業者による訪問介護等の介護サービスを利用する必要がある旨の記載

9 告示第九項について

- (1) 告示第九項の「介護保険法（平成九年法律第二十三号）の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示」には、入居者が支払う介護サービスに関する費用であつて、介護保険法の規定に基づく保険給付（以下「介護保険給付」という。）の対象となる介護サービスの利用者負担分以外のものについての表示（例えば、「介護一時金〇円」、

「月額払介護費△円」等を含む。

なお、告示第九項の「介護保険法（平成九年法律第一二三号）の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービス」とは、要介護者等に対する介護保険給付の対象となる介護サービス以外の介護サービスをいい、要介護者等以外の入居者（以下「自立者」という。）に対する食事の提供その他日常生活に必要なサービス（以下「生活支援サービス」という。）を含まない。

（注）「健康管理費」等の表示であっても、当該表示とともに介護保険給付の対象とならない介護サービス又はその費用の存在を想起させる表示がなされることによって、「介護保険法（平成九年法律第一二三号）の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示」に該当する場合もあり得ることに留意する必要がある。

(2) 告示第九項の「当該介護サービスの内容及び費用」が明りょうに記載されているとは、次のとおりの記載がされているものとする。

ア 有料老人ホームにおいて、介護保険給付の対象とならない介護サービスとして、要介護者等の個別の選択により、個別的な介護サービスを提供

するとして、その費用を徴収する場合にあっては、次の(7)及び(イ)の事項の記載

(7) 当該個別的な介護サービスの具体的内容

(イ) 当該費用及びその徴収方法

イ 有料老人ホーム（介護保険法の規定に基づく特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けた有料老人ホームを除く。）において、介護保険給付の対象とならない介護サービスとして、上記ア以外の、個々の要介護者等ごとに必要な介護サービスを必要に応じて適宜提供するとして、その費用を徴収する場合にあっては、次の(7)及び(イ)の事項の記載

(7) 要介護者等の数に応じた介護職員等（上記アの介護サービスの提供に従事する介護職員等を除く。）の数（告示第一〇項第一号及び第二号の介護職員等の数の記載の例によるものとする。例えば、「要介護者等二人に対し、週〇時間換算で介護職員一人以上」等）

(イ) 当該費用及びその徴収方法

なお、この場合、(7)の介護職員等によって具体的にどのような介護サービスが提供されるのか等について表示されることが望ましい。

ウ 介護保険法の規定に基づく特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けた有料老人ホームにおい

て、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十一年厚生省令第三七号。以下「居宅サービス基準」という。）第一七五条第一項第二号の規定に基づく員数よりも介護職員等の人員配置が手厚いとして介護サービスに関する費用を徴収する場合にあっては、次の(ア)から(ウ)までの事項の記載

(ア) 要介護者等の人数に応じた介護職員等（上記アの介護サービスの提供に従事する介護職員等を除く。）の数（告示第一〇項第一号及び第二号の介護職員等の数の記載の例によるものとする。例えば、「要介護者等二人に対し、週〇時間換算で介護職員一人以上」等）

(イ) 当該費用及びその徴収方法

(ウ) 当該費用が、当該有料老人ホームが提供する介護サービス（上記アの介護サービスを除く。）に要する費用のうち、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいていること。

なお、この場合、(ア)の手厚い人員配置の介護職員等によって具体的にどのような介護サービスが提供されるのか等について表示されることが望ましい。

しい。

（注１）

自立者と要介護者等の双方が有料老人ホームを利用できる場合において、自立者に対する生活支援サービスに関する費用と、要介護者等に対する介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する費用が明らかに分離して表示されていない場合は、告示第九項の不当表示に該当するものとして取り扱う。これを例示すると以下のとおりである。

● 要介護者等に対する介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する費用と自立者に対する生活支援サービスに関する費用を一括して、「介護費 入居一時払 四〇〇万円」とのみ表示している場合

（注２）

上記ア及び上記イ又はウの双方の介護サービスを提供する有料老人ホームにおいて、要介護者等に対する介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する費用について、上記アに掲げる費用と上記イ又はウに掲げる費用が明らかに分離して表示されていない場合は、告示第九項の不当表

示に該当するものとして取り扱う。これを例示すると以下のとおりである。

● 要介護者等の個別的な選択による個別的な介護サービスに関する費用と居宅サービス基準第一七五条第一項第二号の規定に基づく員数よりも介護職員等の人員配置が手厚いとして徴収する費用を一括して、「介護費 入居時一時払 三八〇万円 介護保険給付の対象とならない手厚い人員配置及び個別的な御希望による買物代行や外出介助のためにいただくものです。」とのみ表示している場合

(注3) 上記イ又はウについて、上記イ(ウ)又は上記ウ(ウ)の要介護者等の数に応じた介護職員等の数が記載されていても、実際は、記載どおりの数が配置されていない場合は、告示第九項の不当表示に該当するものとして取り扱うほか、告示第一〇項の不当表示に該当するものとしても取り扱う。

(注4) 上記イについて、有料老人ホームは、具体的にとどのような介護サービスが提供されるのか及び当該介護サービスの提供と徴収する費用との対応関係について、入居者等

に対して具体的に説明する必要がある。

仮に、有料老人ホームが当該費用の全部又は一部を、介護サービスの提供に要する費用以外の費用に充当することとしている場合には、当該費用は、介護保険給付の対象とならない介護サービスの提供に充当されるものとは認められないものであり、告示第九項の不当表示に該当するものとして取り扱う。

(注5) 上記ウについて、上記ウ(ウ)の当該費用の積算根拠は、当該有料老人ホームが提供する介護サービス（上記アの介護サービスを除く。）に要する費用のうち、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとして、介護必要期間、職員配置等を勘案した、合理的な根拠により積算されたものである必要がある。

なお、上記ウ(ウ)の記載については、当該費用が、当該有料老人ホームが提供する介護サービス（上記アの介護サービスを除く。）に要する費用のうち、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとして合理的な積算根

拠に基づいているとの概括的な記載によることが可能であるが、当該有料老人ホームは、入居者等に対して、当該費用が合理的な積算根拠に基づいていることを具体的に説明する必要がある。

仮に、上記ウ(ウ)の記載がされていても、実際は、当該積算根拠が、当該有料老人ホームが提供する介護サービス（上記アの介護サービスを除く。）に要する費用のうち、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとして合理的なものとは認められない場合には、告示第九項の不当表示に該当するものとして取り扱う。

10 告示第一〇項について

(1) 告示第一〇項の「介護職員等（介護職員又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）の数についての表示」には、「多数」、「多くの」、「十分な」、「充実の」等具体的な数値を明示せずに行う表示を含む。

(2) 告示第一〇項第一号の「常勤換算方法による介護職員等の数」又は第二号の「要介護者等に介護サービスを提供する常勤換算方法による介護職員等の

数」が明りょうに記載されているとは、以下の事項が記載されているものとする。

ア 当該有料老人ホームにおいて常勤の介護職員等が勤務することとされている時間数

イ 告示第一〇項第一号においては常勤換算方法による介護職員等の数

ウ 告示第一〇項第二号においては要介護者等に介護サービスを提供する常勤換算方法による介護職員等の数

これを例示すると以下のとおりである。

① 「週〇時間換算で△人（うち要介護者等対応□人）」

② 「△人 うち要介護者等対応□人（週〇時間換算）」

（注）事務員、調理員、営繕職員、警備員、有料老人ホームの施設内等に設置されている医療機関に勤務する看護師等有料老人ホームの介護職員等に該当しない職員の数を介護職員等の数に加算して表示することは、告示第一〇項の不当表示に該当するものとして取り扱う。

(3) 告示第一〇項第三号の「夜間における最少の介護職員等の数」について明りょうに記載されているとは、以下の事項が記載されているものとする。

ア 宿直時間帯における最少の介護職員及び看護職員の数

イ 当該有料老人ホームにおいて設定した宿直時間帯

これを例示すると、以下のとおりである。

① 「夜間（○時～翌△時）最少時の介護・看護職員数●人（介護職員▲人、看護職員■人）」

② 「夜間最少時の介護職員数▲人・看護職員数■人（夜間は○時から翌△時までの時間帯）」

11 告示第一一項について

(1) 告示第一一項の「介護に関する資格」とは、法令に基づく介護に関する資格（例えば、介護福祉士、訪問介護員、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員等）をいう。

(2) 告示第一一項の「介護に関する資格を有する介護職員等の数が常勤又は非常勤の別ごとに」明りょうに記載されていることを例示すると、以下のとおりである。

① 「○○士○人（常勤職員△人、非常勤職員□人）」

② 「常勤の○○士△人、非常勤の○○士□人」

12 告示第二二項について

告示第二二項の「当該費用の内訳」が明りょうに記載されているとは、「管理費」、「利用料」等その名称か

ら一般消費者が当該費用の用途を直ちに判別することが困難であるような名目により包括的に入居者から支払を受ける費用について、その内訳となる費目が明りょうに記載されているものとする（例えば、「管理費の使途は、事務・管理部門の人件費、自立者に対する生活支援サービス提供のための人件費及び共用施設の維持管理費です。」等）。ただし、仮に、当該有料老人ホームにおいて、当該費用が上記費用の内訳として記載した費目とおりに使用することとされていない場合には、告示第二二項の不当表示に該当するものとして取り扱う。

また、有料老人ホームにおいて、入居者の選択に基づく個別のサービス提供に対して入居者から支払を受ける費用がある場合には、上記費用に含まれるものと一般消費者に誤認されるおそれのないよう、当該個別のサービスの内容等についても、明りょうに記載されている必要がある。

13 「明りょうに記載されて」いることについて

告示各項において「記載されて」いるとする事項については、告示各項に掲げる表示に近接した箇所に、高齢者にも分かりやすく、目立つように記載されていなければ、それぞれ「明りょうに記載されていないもの」として取り扱う。

また、告示各項に掲げる表示が絵、写真等文字以外による表示である場合には、告示各項において「記載されて」いるとする事項が、当該文字以外による表示に近接した箇所に、高齢者にも分かりやすく、目立つように記載されていなければ、それぞれ「明りょうに記載されていないもの」として取り扱う。

なお、告示各項に掲げる表示が、同一の広告媒体において二箇所以上に表示されている場合は、そのうちでもっとも目立つものに近接した箇所に、告示各項において「記載されて」いるとする事項が、高齢者にも分かりやすく、目立つように記載されていれば、告示各項の不当表示に該当するものではない。

(注) 広告媒体の制限により、告示各項において「記載されて」いるとする事項を告示各項に掲げる表示に近接した箇所にすべて記載することができない場合であっても、告示各項に掲げる表示の近接した箇所に、告示各項において「記載されて」いるとする事項の要点を高齢者にも分かりやすく、目立つように記載した上、当該事項の詳細を、当該媒体の他の箇所等に見やすいように記載する必要がある。

附 則 (平成一八年事務総長通達第一号)

この通達は、平成一八年四月一日から施行する。

○有料老人ホームの表示の適正化について（要望）

（平成五年十二月二十二日）
（公取監第二三四号）

公正取引委員会事務局取引部長から社団法人全国有料老人ホーム協会理事長宛

（原文横書き）

1 近時有料老人ホームの表示について各方面からの指摘があり、また、今後高齢化に伴いその一層の適正化が国民生活において重要となることにかんがみ、当委員会は、有料老人ホームの表示について調査を行いました。

(1) その結果、貴協会の一部の会員がパンフレット等に次のような表示を行っている事実が認められたことから、このような表示は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第四条第一号又は第二号の規定に違反するおそれがあるとして、当該会員に対しかかる表示を是正するよう警告しました。

ア 当該施設内において重度の介護まで実施できるかのように表示しているが、実際には、

① 入居者に重度の介護までは提供できない。
② 入居者に重度の介護が必要となった場合には、入居者による費用負担により付添人を付ける必要がある。

③ 必要に応じて、入居者を提携施設に移し、介護を実施している。
ものである。

イ 二四時間体制の介護を実施しているかのように表示しているが、実際には、夜間の介護が必要になった場合には、入居者を当該施設に付属して設置されている診療所へ入院させて介護を実施している。

ウ 材料費、消耗品費、交通費、医療費等以外の介護費用は入居金に含まれているかのように表示しているが、実際には、介護に当たって特別の介護室に移した場合には、別途追加費用を徴収している。

(2) また、医療機関等との提携、協力関係等があるかのように表示している例が見られましたが、実際には単に入院、通院等の実績があるにすぎないときは、このような表示は、景品表示法に違反するおそれがあります。

2 貴協会におかれては、かねてから会員が行う広告表

示の適正化に努められているところですが、上記１のような表示例もあることを参酌し、パンフレット等において表示しなければならない事項を定めること等を含め、有料老人ホームに関する表示の適正化に一層努めるとともに、貴協会傘下の会員に対する指導その他所要の措置を講じられるよう要望します。

主要排除命令

石川ライフクリ エート㈱に対す る件	有料老人ホームの入居 者募集の広告等におい て、介護一時金等を徴 収することによって、 あたかも、介護保険給 付金により提供する介 護サービスの対象とな らない個別具体的な介 護サービスを付加して 提供するかのように、 施設内に医師を配置し て充実した医療サービ スを実施し、当該医師 による健康相談が毎月 四回実施されているか のように、機能回復訓 練室において担当者の 指導によりリハビリテ ーションを実施してい るかのように、全居室	第四条 第一号
--------------------------	--	------------

	南向きであるかのよう に、それぞれ表示して いるが、実際には、こ れらの表示は、いずれ も事実と異なるもので あった。	
伊豆ヘルス・ケ ア㈱に対する件 平一五(排)第 三号 平一五、四、一 六	有料老人ホームの入居 者募集の広告におい て、あたかも、隣接す る協力医療機関が入居 者のために二四時間の 医療体制を採っている かのように、常勤の看 護職員を一名配置して いるかのように、また、 入居者に対する定期健 康診断と定期健康相談 を無料で実施している かのように、それぞれ 表示しているが、実際 には、これらの表示は、	第四条 第一号 第二号

	いずれも事実と異なる ものであった。	
㈱サンリッチ三 島に対する件 平一五(排)第 四号 平一五、四、一 六	有料老人ホームの入居 者募集の広告におい て、あたかも、一般居 室から介護居室へ移る 場合、別途料金を負担 することなくすべての 介護居室が利用できる かのように、夜間に要 支援者・要介護者六名 当たり介護職員一名を 配置しているかよう に、全居室が南向きで あるかのように、それ ぞれ表示しているが、 実際には、これらの表 示は、いずれも事実と 異なるものであった。	第四条 第一号 第二号
㈱クリスタル介	① ケアファースト彦	第四条

護施設センター に対する件 平一六（排）第 一八号 平一六、一〇、 一八	根の入居者に対して 行う介護サービスに ついて、入居希望者 に配布したパンフレ ット及びインターネ ット上に開設したホ ームページにおい て、あたかも、入居 者が医療機関に入院 している間には、ケ アファースト彦根の 職員が、入居者に対 して食事介助及び身 体の清拭 せいしき を行うか のように	第一項 第一号 （改正法 の施行前 に係る行 為につい ては第四 条第一 号）
② 夜間の看護体制に ついて、前記パンフ レット、前記ホーム ページ等において、 あたかも、ケアファ ースト彦根におい て、常時、二四時間		

		の看護体制を採って いるかのよう に		
③ 健康管理体制につ いて、前記パンフレ ット及び前記ホーム ページにおいて、あ たかも、入居者に対 する健康診断を定期 的に実施するかのよ うに				
それぞれ表示していた が、実際には、これら の表示は、いずれも事 実と異なるものであつ た。				